

第 541 回広島地方最低賃金審議会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

第 541 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和4年7月1日(金)13:58～14:43

場所

広島合同庁舎4号館2階 11号会議室

出席者

【公益代表委員】

三井会長、井上委員、岡田会長代理、酒井委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、角委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【事務局】

阿部広島労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、
坂本賃金指導官、森川給付調査官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 小委員会の運営について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 令和4年度の審議会の運営について
- (4) その他
 - ① 地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について
 - ② 次回審議会の日程等

議事

○毛利賃金室長補佐

それでは、少し早いですが、皆様もお揃いになりましたので、只今より第 541 回広島地方最低賃金審議会を開会致します。本審議会は、本年度、最初の会議となりますので、お手元にお配りしております審議会次第の議事に入りますまでの間、賃金室長補佐の私、毛利が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員5名中5名、労働者代表委員5名中5名、使用者代表委員5名中5名、計 15 名の全委員にご出席を頂いており、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する会議の成立要件を満たしております。よって、本審議会は有効に成立、開催していることをご報告申し上げます。また、去る6月 17 日から 23 日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴希望者が9名おられました。本日の審議会は 5 名の方が傍聴されておられますので、御報告を致します。なお、傍聴される方は事前にご説明をしております遵守事項に従って頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、阿部労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○阿部広島労働局長

皆様、こんにちは。

委員の皆様方には日頃から労働行政の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますことを、まずもってお礼申し上げます。本当にいつもありがとうございます。また、本日は非常に暑い中、またご多用のところ、本審議会に全員の方にご出席頂きました。本当にありがとうございます。

政府全体、岸田内閣になりまして、「新しい資本主義」の実現に向けた取組が進んでいるところでございます。成長と分配の好循環を創出する持続的な賃金上昇に向けてということで、労働生産性と労働分配率を一層向上させることが必要であり、労働力や技術力に生み出される付加価値やコストを適切に価格転嫁できる、そういった環境の整備が必要ということが言われております。6月7日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定されまして、その中で最低賃金については、物価が上昇する中で官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については公労使3者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要であるとされたところでございます。また、併せて、新しい資本主義実行計画工程表におきまして、最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すということも盛り込まれたところでございます。また、同日閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2022」、いわゆる「骨太の方針」におきましても、同様の趣旨が記載されているところでございます。

一方、最低賃金の引き上げに当たりましては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要となります。骨太の方針の中におきまして、中堅中小企業の活力向上に繋がる事業再構築、生産性向上等の視点、適切な価格転嫁が行われる環境の整備、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等により、地域の中小企業も含めた賃上げを推進するとされたところでございます。

こういったことを踏まえた上で、今週火曜日、6月28日には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、今年度の地域別最低賃金に対しての目安額について調査審議を求める諮問がなされたところでございます。今後、目安額が答申された後、広島県内の雇用、経済状況それから中小企業、小規模事業者、及び労働者の状況等、広島県の実情を踏まえたご審議を皆様方をお願いするということになるかと思っている次第でございます。

今後のご審議におきましても、委員の皆様方には暑い中大変ご苦労をおかけすると思っております。円滑に審議を進めて頂きますよう、ご協力を頂ければありがたいと思っております。冒頭に当たりましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○毛利賃金室長補佐

それでは、お手元の資料No.1「広島地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。全委員が昨年度に引続き就任されておりますことをご報告申し上げます。

○毛利賃金室長補佐

本日の審議会は、本年度初回でございますので、議事に先立ちまして、委員の皆様方をご紹介したいと思います。名簿の順に事務局よりお名前を読み上げますので、その場でご起立願います。

(各側委員紹介、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順)

続きまして、事務局職員をご紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

以上、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料のご確認をお願い致します。まず、ファイル資料ですが、本体の資料と別冊資料の二部に分けてございます。一部目が本体資料でございます。資料No.1からNo.8まで、下の中央に通し番号の1ページから14ページまででございます。二部目は、橙色の仕切紙で仕切っております別冊資料でございます。別冊資料No.1からNo.16まで、通し番号1ページから125ページまででございます。

そして、冊子の資料として、最低賃金決定要覧(令和4年度版)でございます。以上、揃っておりますでしょうか。続きまして、本年度審議会の会長、会長代理の選出について、石井室長からご報告を申し上げます。

○石井賃金室長

会長及び会長代理につきましては、第55回委員の任期は2年でございます。昨年度任命されました第55期公益代表委員のうちから、会長に三井委員、会長代理に岡田委員が選出されておりますので、今年度は選挙を行う必要はございません。

○毛利賃金室長補佐

只今、石井室長よりご報告申し上げましたとおり、今年度の審議会も、三井会長、岡田会長代理により、会議を開催していただくこととなります。それでは、三井会長、岡田会長代理から一言ご挨拶をお願い致します。

○三井会長

ただいま会長に選任いただいた三井でございます。

最低賃金、社会的関心を浴びております。物価高による賃上げ、一般の引上げも当面の課題となっておりますが、そのような中で最低賃金も岸田首相言う如く加重平均1,000円に向けて努力をしていくということが求められておりますので、非常に重要な任務を仰せつかったわけでございます。微力ながら、また暑い最中ですが、精いっぱい作ってまいる所存でございますので、なにとぞ皆様方よろしくお願い申し上げます。

○岡田会長代理

いま会長が仰られたとおりでございますけれども、公労使ともに審議を尽くしてまいりたいと思っておりますので、ご協力の方よろしくお願い致します。

○毛利賃金室長補佐

ありがとうございました。それでは三井会長、以後の議事進行をお願い致します。

○三井会長

はい、分かりました。それでは、これより第 541 回広島地方最低賃金審議会の議事を始めたいと思います。まず議事(1)の「小委員会の運営について」についてでございます。事務局からご説明をお願い致します。

○石井賃金室長

はい。私の方から説明させていただきます。長くなりますので着席させていただきます。

まず資料No.2の通し番号2ページを開いていただけますでしょうか。まず議事(1)「小委員会の運営について」の説明を致します。通し番号2ページの「広島地方最低賃金審議会運営規程」第3条に、会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができると規定されておりまして、これを受けまして、資料No.4、通し番号7ページを開けて頂きまして、広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程がございます。その第1条に、地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会及び専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、広島地方最低賃金審議会運営小委員会又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会を設置するものとする規定されておりまして、これら小委員会につきましては、例年、あらかじめ設置しまして、必要の都度、開催させて頂くこととさせて頂いております。本年も、運営小委員会、検討小委員会の設置をお願い致します。なお、委員の選任につきましては、小委員会運営規程第2条に、各側の推薦に基づきまして会長が指名することとなっております。

まず、公益代表委員につきましては、公益委員会議におきまして、運営小委員会は、三井会長のほか、岡田委員、酒井委員の3名で、座長が岡田委員。検討小委員会は、三井委員、岡田委員の2名で、座長は同じく岡田委員ということで選出頂いております。労・使の代表委員におかれましては、この場で各委員2名のご推薦を頂きまして、会長よりご指名頂ければと考えております。会長、お願い致します。

○三井会長

分かりました。それでは労側、如何でしょうか。

○橋本委員

はい、検討・運営小委員会、両方とも、労側の方は角委員と橋本で務めさせて頂きたいと思っております。

○三井会長

はい、分かりました。使側は如何でしょうか。

○中野委員

両小委員会とも、長谷川委員と私中野が担当させていただきます。

○三井会長

はい、分かりました。運営小委員会につきましては、公益委員が、私三井と岡田委員、酒井委員。労働者側代表委員が、橋本委員、角委員。使用者側代表委員が、中野委員、長谷川委員。検討小委員会につきましては、公益代表委員が、私三井と岡田委員。労働者側代表委員が、橋本委員、角委員。使用者側代表委員が、中野委員、長谷川委員ということをお願いしたいと思います。続きまして、議事(2)でございますが、「広島県最低賃金の改正決定(諮問)について」でございます。事務局より御説明をお願い致します。

○石井賃金室長

はい。最低賃金法では、地域別最低賃金の改正につきましては、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定されておりますので、本日諮問文を用意しまして、その写しを各委員に配付の上、諮問文を読み上げさせて頂いた後、広島労働局長から三井会長に手交させて頂きたく存じます。しばらくお待ちください。

(諮問文写し配付)

○坂本賃金指導官

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。広島地方最低賃金審議会会長、三井正信殿。広島労働局長阿部充。広島県最低賃金の改正決定について、諮問。最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定により、広島県最低賃金(昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配慮した貴会の調査審議をお願いする。以上でございます。

○石井賃金室長

それでは、ここで局長から会長へ諮問文を手交させていただきます。

(諮問文手交)

○三井会長

只今ですね、広島県最低賃金の改正決定につきまして、阿部局長から諮問を受けました。それでは、諮問理由につきまして、事務局から説明をお願い致します。

○石井賃金室長

はい、令和4年度における広島県最低賃金改正決定に係る諮問理由等についてご説明申し上げます。お手元の資料の最低賃金決定要覧 142 ページをご覧くださいませでしょうか。最低賃金法の条文が記載されております。最低賃金法第9条第2項並びに第3項をご覧ください。第2項は、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」と規定されており、同条第3項におきましては、「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策としての整合性に配慮するものとする。」とされています。

まず、一つ目の要素である「労働者の生計費」関係についてでございます。

別冊資料No.1の通し番号1ページを御覧ください。これは「標準生計費」を示しております。上段が単身労働者の毎年4月の標準生計費の推移です。広島市における過去5年間を見ますと、費用の合計は平成31年以降減少しており、特に令和3年は10万円を切っている状態であります。内訳を見ますと、食糧費、雑費Ⅱ、雑費Ⅱというのはその他の消費支出ですね。諸雑費、小遣い、交際費等です。食糧費、雑費には5年間で一番多く保健医療、交通、通信、教養娯楽になりますけれども、雑費Ⅰは一番少なくなっていることがわかります。また、全国を見ますと、費用の合計は令和2年が一番少なく、令和3年は前年比プラス。内訳については、広島市と同じ傾向となっております。

下段は、世帯人数別の単身から5名の世帯までの標準生計費の比較となっております。

次に、別冊資料No.2の通し番号2ページを開けていただけますでしょうか。これは「消費者物価指数（総合）」についての資料です。消費者物価指数は、令和3年は年平均では全国、広島市、福山市、いずれも前年度指数を割り込んでいます。ただし、全国につきましては令和3年9月から、広島市、福山市については令和3年11月から令和4年4月までは、前年度月の指数を超えているということで、消費者物価指数が上昇しているということがわかります。

続きまして、二つ目の要素である「労働者の賃金」についてです。別冊資料3、通し番号3ページをご覧ください。こちらの資料は、厚生労働省が毎年6月に実施しております「賃金構造基本統計調査」によるものです。よって、令和3年6月以前の結果となります。企業規模10名以上の男女別の所定内給与を示した性別賃金、対前年度での推移となっております。同調査によれば、令和3年、男性は全国、広島ともにマイナス、女性は全国、広島ともにプラスとなっております。

次をめぐって頂きまして、4ページも、賃金基本統計調査によるもので、企業規模5人から9人に従事する短時間女性労働者の所定内給与の統計です。比較的、低額賃金者ということで集計しております。広島県は、産業別では前年より上昇しておりますけれども、業種別に見ますと、製造業、卸売小売業は前年より低下しております。

次に別冊資料4の1、通し番号5ページをご覧ください。この資料は、「毎月勤労統計調査」により賃金月額推移を示しております。事業所規模5名以上と30名以上に分けまして、業種ごとの現金給与額と定期給与額となっております。

5 ページが5人以上の現金給与額、7 ページが給与総額となっております。調査産業計では全国、広島県ともに前年比わずかにプラスとなっております。また30人以上の産業計は9 ページ、10 ページを見ていただくと、全国は現金給与額、定期給与額ともに10%以上マイナスとなっておりますけれど、広島県はいずれもわずかにプラスとなっております。

次に、通し番号13 ページをご覧ください。新規学卒者の初任給の推移となっております。令和3年におきましては、高卒賃金は、全国、男女ともプラスになっておりますが、広島県での高卒賃金は、男女とも前年比マイナスになっております。ちなみに大卒では、全国では男女いずれもわずかにマイナス、広島県はいずれもプラスということになっています。

次に別冊資料6、通し番号14 ページをご覧ください。これは、雇用情勢（一般）です。広島県の令和3年度の有効求人倍率の平均は、1.3倍と、全国平均1.16倍を上回っております。有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度に落ち込んでおりますけれど、令和3年度は上昇し、令和4年に入っても、1.4倍台を推移しております。

次に通し番号15 ページ、「春季賃金引上げ妥結状況（令和4年）」でございます。今年の春季賃金引上げ妥結状況については、連合の調査結果では、従業員300人未満の企業では1.97%の引上げで、昨年を若干上回っています。また、経団連による調査結果では、従業員500人未満の企業の引上率は1.97%と、同じく昨年を上回っているという状況であります。

そして、3つ目の要件であります「通常の事業の賃金支払い能力」についてです。

次の16 ページを開けてください。各種労働経済関係指標をいくつかお示ししております。この中で、景気判断指標の景況感につきましては、資料NO.9-1の通し番号20 ページを開けてください。

これは2022年6月3日付けの日本銀行広島支店から発行されました「広島県の金融経済月報」となっております。これを見ますと、概況につきましては「広島県の景気は、下押し圧力は残るものの、緩やかに持ち直している」。4行飛ばしまして、「生産は、足元供給制約の影響は見られるものの、全体としては持ち直している」「雇用所得環境を見ると、一部に完全の動きが見られるものの、全体としてはなお弱い動きが続いている」「消費者物価（生産食品は除く）は前年を上回っている」「先行きの景気は、徐々に改善に向かうことが期待されるが、感染症や供給制約などが県内の経済金融状況に与える影響を引き続き注視していく必要がある」と書かれております。

また、別冊資料10、通し番号24 ページをご覧ください。これは財務省の中国財務局作成の法人企業景気予測調査の結果になります。27 ページをご覧ください。景況についてですが28 ページのグラフを見たほうがよくわかると思います。令和4月から6月までの景況判断ですが、現状では超幅が減少、先行き見通しについては製造業・非製造業とも今後超幅は減少する見通しとなっております。ただいま駆け足でご説明申し上げましたが、以上のことから、本年度も当地域の各種経済、賃金指標に変化が認められるため、広島県最低賃金の改定について調査審議をいただく必要

があると考えまして、最低賃金法第 10 条に基づき今回諮問させていただくこととした次第でございます。

また、6 月 28 日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、最低賃金目安諮問がなされておりますので、今後の目安結果も踏まえましてご審議いただきますようお願いいたします。

最後になりましたけれども、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げ支援策としましては、別冊資料の 14、通し番号 83 ページから資料をつけておりますが、このうち、いくつかの支援策については、次回の審議会におきまして、経済産業省中国経済産業局、広島労働局雇用環境均等室から担当者を招きまして、概要説明をさせていただきます予定としています。

以上、諮問理由等についてご説明をさせていただきました。

○三井会長

はい、ありがとうございました。只今の事務局からの諮問理由の説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

特にないということですね。それでは、次に専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いします。

○石井賃金室長

はい、只今労働局長より本年度の最低賃金の改定決定について諮問をさせていただきました。最低賃金決定要覧 144 ページにありますとおり、最低賃金法第 25 条第 2 項に、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならないと規定しておりますので、広島県最低賃金専門部会の設置が必要となります。また、同条第 3 項では、専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する、となっておりますが、委員の任命にあたりましては、審議会令の第 3 条第 1 項により、相当の期間を定めて候補の推薦を求めなければならないとされております。労使委員に係る推薦公示を事務局で行わせて頂きます。例年どおり、2 週間の公示期間を設けることとしますので、本日より 7 月 15 日までとする予定であります。なお、公益代表委員候補につきましては、推薦公示の必要はございませんので、公益委員会議で、三井委員、岡田委員、酒井委員の 3 名が選出されておりますので、この場でご報告させていただきます。

○三井会長

はい、それでは次にですね、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局よりご説明をお願い致します。

○石井賃金室長

はい、最低賃金決定要覧 144 ページにありますとおり、最低賃金法第 25 条第 5 項によれば、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定により調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとするとしており、その聴取方法については、同じく要覧の 153 ページ、最低賃金法施行規則第 11 条によりますと、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによることとされておりますので、事務局で本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間については概ね 3 週間程度必要とされておりますことから、提出期日を 7 月 21 日までを予定しております。

○三井会長

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示並びに諮問にかかる意見聴取の公示の件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、それでは、議事の(3)でございますが、「令和3年度における審議会の運営について」でございます。これは、本年度の広島地方最低賃金審議会の運営の原則を定めるものになります。事務局からご説明をお願い致します。

○石井室長

はい、それではお手元の資料No.5、通し番号9ページをご覧ください。例年、審議会をスタートする際、基本の方針として確認されてきた経緯もあり、本年度も御諮りさせていただきます。記の1、2において県最賃は10月1日発効、特定最賃は年内発効を目指すこととされております。

記の4を御覧ください。最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。要覧の149ページにありますけれど、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

しかし資料No.5の番号10ページ記の1にありますように広島県最低賃金についてはこれを適用しないことを例年の基本方針としております。専門部会の決議を審議会に報告し、改めて審議会でも再度決議をするというものであります。

それでは、事務局より、本案を読み上げさせていただきます。

○坂本指導官 (読み上げ)

最低賃金審議会令第6条第5項の運用について、広島地方最低賃金審議会の令和3年度の運営における最低賃金審議会令第6条第5項の適用は、下記によることとする。記 1、特定(産業別)最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。2、各特定(産業別)最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。3、本審議会によ

るあらかじめの議決は、専門部会において1回以上審議した段階で部会長が最低賃金審議会令第6条第5項の適用が妥当と判断して出席委員全員の了解を得た場合に、直近の本審議会において部会長の報告を受けてこれを行うものとする。4、特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。5、最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。「令和4年度広島地方最低賃金審議会の運営について」（案）の説明は以上でございます。

○三井会長

ただ今の「令和4年度広島地方最低賃金審議会の運営について」（案）についての説明がありましたが、ご意見等がある方はご発言をお願いします。何かございませんでしょうか。

（発言なし）

それでは、令和4年度広島地方最低賃金審議会の運営については、本案のとおり進めるといふことでよろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、事務局は（案）の字の削除をお願いします。

続いて議事（4）その他①でございますが、「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」につきまして事務局から説明をお願いします。

○坂本指導官

地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開についてご説明します。新たな審議事項ではなく、確認のために、ご説明させていただきます。

資料No.8 通し番号13 ページ「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」をご覧ください。

議事録の作成に当たりましては、現在、本審と専門部会の議事録は、この事務連絡に基づき発言者名を付させていただいているところであり、本年度も引き続き、発言者名を付することとさせていただきたいと思っております。つきましては、議事録（案）を作成した後、発言委員に議事録（案）を送付して、発言内容のご確認等を行っていただき、作成に遺漏なきを期することと致します。また、議事録が完成いたしましたら、委員の皆様全員へメール等送らせていただきます。よろしくお願いたします。なお、議事録・資料が非公開とされましても、情報公開法に基づく開示請求があった場合には公開の対象となります。

○三井会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは議事（4）その他②でございますが、次回審議会の日程等についてということで事務局より説明をお願いします。

○石井賃金室長

はい。それでは、次回の審議会日程について、ご説明させていただきます。

本年度の審議会の開催スケジュールと最低賃金発効日についてです。本年度も 10 月 1 日の発効を目標とすることで先ほどご確認いただいたところですが、10 月 1 日を発効日とするためには、官報公示等の手続きの関係上、8 月 5 日までに答申をいただく必要がございます。

本年度、中央最低賃金審議会の目安額答申は 7 月下旬頃に出されることが予想されております。目安答申が出されました後、審議会を開催して目安伝達を行い、専門部会を立ち上げて審議を行い、審議会で答申をいただくこととなります。

事務局としては、あらかじめ委員の皆様方に調整させていただきましてとおり、次回第 542 回審議会開催を 8 月 1 日（月曜日）午後 2 時からとさせていただきます。

○三井会長

はい、次回 542 回審議会は、8 月 1 日（月曜日）午後 2 時から開催ということでございます。事前に調整済みということですので各委員はご確認願いたいと思います。事務局は準備をお願いします。

○石井室長

はい、承知しました。

○三井会長

そのほか、全体を通して、何か御質問等がございますか。

○三井会長

特にないということがございますね。では、次回の第 542 回審議会は、目安額の伝達、中小企業の賃金引上げ支援策説明及び公示に際して申出のあった意見等について審議する予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規定第 6 条第 1 項に基づき公開とさせていただきますと思います。

事務局は、準備をお願いします。

○石井室長

かしこまりました。

○三井会長

それでは、これをもちまして第 541 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様お忙しいところ、また暑い中、ありがとうございました。